復興支援活動を行うＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について

（平成２７年度政府予算案）

被災者の支援や被災地の復興支援に活躍いただいているＮＰＯ等の活動を支援するために、ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について取りまとめました。

平成２７年1月３１日現在

復興庁ボランティア・公益的民間連携班

【目次】

○ 記載事項に関する注意 …… 1

○ 分類別索引 …… 2

○ 全体概要 …… 3

○ 問合せ先 …… 12

○ （参考）各事業の概要 …… 16

記載事項に関する注意

1　記載内容は、現時点における平成２７年度政府予算案の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じることがあります。

2　予算額の欄の「２７年度予算案」及び「２６年度予算額」の単位は「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額や要求額とは完全に一致しない場合があります。

3　「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環境整備に関する活動
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関するもの
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
教育・子育て	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関するもの
情報発信	被災者等へのさまざまな情報提供に関するもの
山林・漁村等保全	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全に関するもの
その他	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当しないもの

4　情報は平成２７年１月３１日現在でとりまとめたものですが、本資料の趣旨に鑑み、一部、より新しい情報が記載されているものがあります。

分類別索引

生活支援

(1)「心の復興」支援事業 …… 4,13,17
(2)被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者支援事業 …… 4,13,18
(3)県外自主避難者等への情報支援事業 …… 4,13,20
(6)復興支援員 …… 5,13,27
(10) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 …… 6,14,31
(12)仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等（介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業））…… 6,14,33
(13)被災者健康・生活支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業） …… 7,14,18
(14)放課後児童健全育成事業 …… 7,14,34
(17)農山漁村被災者受入円滑化支援事業 …… 8,14,38

雇用支援・産業支援

(6)復興支援員 …… 5,13,27
(11)震災等対応雇用支援事業 …… 6,14,32
(15)地域人づくり事業 …… 7,14,35
(16)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 …… 8,14,36
(25)水産多面的機能発揮対策 …… 10,15,47
(26)多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業 …… 10,15,49

医療・健康

(7)緊急スクールカウンセラー等派遣事業 …… 5,13,29
(12)仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等（介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業））…… 6,14,33
(13)被災者健康・生活支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業） …… 7,14,18

情報発信

(3)県外自主避難者等への情報支援事業 …… 4,13,20
(17)農山漁村被災者受入円滑化支援事業 …… 8,14,38

教育・子育て

(7)緊急スクールカウンセラー等派遣事業 …… 5,13,29
(8)復興教育支援事業 …… 5,13,30
(9)被災者健康・生活総合支援交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業） …… 6,13,18
(10) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 …… 6,14,31
(13)被災者健康・生活総合支援交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業） …… 7,14,18
(14) 放課後児童健全育成事業 …… 7,14,34
(25)水産多面的機能発揮対策 …… 10,15,47

山林・漁村等保全

(18)海岸防災林再生等復興支援事業 …… 8,14,40
(19)森林環境保全直接支援事業 …… 8,15,42
(20)農業用水保全の森づくり事業 …… 9,15,44
(21)漁場保全の森づくり事業 …… 9,15,44
(22)絆の森整備事業 …… 9,15,44
(23)環境林整備事業 …… 9,15,42
(24)森林・山村多面的機能発揮対策 …… 9,15,45
(25)水産多面的機能発揮対策 …… 10,15,47

まちづくり

(2)被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者支援事業） …… 4,13,18
(6)復興支援員 …… 5,13,27
(18)海岸防災林再生等復興支援事業 …… 8,14,40
(26)多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業 …… 10,15,49

その他

(4)「新しい東北」先導モデル事業 …… 4,13,21
(5)NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業 …… 5,13,26
(27)生物多様性保全活動支援事業 …… 10,15,50
(28)地域活性化に向けた協働取組の加速化事業 …… 11,15,51

全体概要

ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について　(1)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27年度予算案	26年度予算額				
(1)「心の復興」事業	復興庁	実施主体（県、市町村、ＮＰＯ等）が策定するプランに基づく、被災者の生きがいづくりに資する地域活性化等の取組（農業、水産業、伝統文化の継承活動、ものづくり、世代間交流等）の実施を支援する。	○生活支援	1.1	-	-	復興庁	実施主体（県,市町村, NPO等）	13, 17
(2) 被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業）	復興庁（厚生労働省）	仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、地域におけるコミュニティ活動の活性化・活用を図りつつ、相談支援や孤立防止のための見守りなど被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築する。	○まちづくり ○生活支援	59の内数	-	-	都道府県又は市町村	避難者の居住する自治体	13, 18
(3) 県外自主避難者等への情報支援事業	復興庁	福島県からの県外自主避難者等が「避難生活」から「自立した生活」に移行できるよう、NPO等民間団体へ委託し、情報提供事業（避難元・避難先の情報提供、説明会の開催等）及び相談支援事業（相談対応、生活状況・ニーズ等の把握等）を実施。	○生活支援 ○情報発信	1.0	1.0	-	事業管理者（民間調査会社を想定）	全国8カ所（北海道、東北、信越、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の各ブロック）から選定したNPO等	13, 20
(4)「新しい東北」先導モデル事業	復興庁	「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による「新しい東北」に資する先導的な取組を幅広く支援。 【平成27年度「新しい東北」先導モデル事業の場合】 以下の2区分において提案を募集。 ① 支援型事業 ② プロジェクト事業	○その他	8	15	-	復興庁	【平成27年度「新しい東北」先導モデル事業の場合】 復興に取り組む法人・団体であれば、以下の2点の他、特段の制限はありません。 ・企業単独、地方公共団体単独での応募はできません。 ・②プロジェクト事業は、提案団体に被災地の法人・団体を含める必要があります。	13, 21

ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について　(2)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27年度予算案	26年度予算額				
(5) NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	復興庁（内閣府）	NPO法人等が主体となった東日本大震災の被災地の復興や被災者支援を推進するため、岩手県、宮城県、福島県に対して交付金を交付し、ＮＰＯ法人等の復興支援に必要な経営能力向上のための取組や、NPO法人等の運営力強化に資する先駆的な取組に対する支援を行う。	○その他	2.3	2.5	-	岩手県、宮城県、福島県	岩手県、宮城県、福島県において復興支援や被災者支援を行うNPO等及び上記3県以外において3県から避難されている被災者の支援を行うNPO等	13, 26
(6) 復興支援員	総務省	被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。 総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。	○まちづくり ○雇用支援・産業支援 ○生活支援	震災復興特別交付税により措置	震災復興特別交付税により措置	-	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9県・227市町村）	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9県・227市町村）	13, 27
(7) 緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁（文部科学省）	地方公共団体等に委託し、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、教育相談体制の整備を図る。（NPO等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの再委託という形で事業を実施することとする。）	○医療・健康相談 ○教育・子育て	27	37	-	復興庁	被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域	13, 29
(8) 復興教育支援事業	復興庁（文部科学省）	被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。	○教育・子育て	0.3	0.5	-	復興庁	岩手県、宮城県、福島県	13, 30

ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について　(3)

	事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
					27年度予算案	26年度予算額				
(9)	被災者健康・生活支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）	復興庁（文部科学省）	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。	○教育・子育て	59の内数	3	-	福島県	福島県内の幼児・児童生徒（小中学生）	13, 18
(10)	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	復興庁（文部科学省）	被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる学びの場づくりを推進し、地域住民の学習・交流の促進、子供たちの学びの環境の改善等を図ることを通じて、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る。	○生活支援 ○教育・子育て	11	12	-	県又は市町村	被災地 ※岩手県、宮城県、福島県内を中心とする地域コミュニティの再生が必要な自治体	14, 31
(11)	震災等対応雇用支援事業	復興庁（厚生労働省）	都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、ＮＰＯ等への委託により、被災された方々（被災求職者）の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。（「震災等対応雇用支援事業」の基金の積み増し、実施期間の延長）	○雇用支援・産業支援	107	-	平成28年度末まで ※ただし、平成27年度中の事業開始が必要	県又は市町村	実施可能地域は、岩手県、宮城県、福島県の災害救助法適用地域（ただし、岩手県及び宮城県については沿岸部に限る） ※対象者：被災求職者	14, 32
(12)	仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等（介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業））	復興庁（厚生労働省）	応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。	○医療・健康相談 ○生活支援	18	15	平成27年度末まで	県又は市町村	被災地 ※対象者：被災した高齢者等のうち、援護を要する者	14, 33

ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について　(4)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27年度予算案	26年度予算額				
(13) 被災者健康・生活支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）	復興庁 （厚生労働省）	様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を実施するため、以下の取組に要する経費を補助。 （1）子ども健やか訪問事業 （2）仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業 （3）遊具の設置や子育てイベントの開催 （4）親を亡くした子ども等への相談・援助事業 （5）児童福祉施設等給食安心対策事業	○医療・健康相談 ○生活支援 ○教育・子育て	59の内数	40の内数	-	県又は市町村 ※各事業毎に異なる	県又は市町村 ※各事業毎に異なる	14, 18
(14) 放課後児童健全育成事業	内閣府 （厚生労働省）	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。	○生活支援 ○教育・子育て	942の内数	307	-	市町村	全国	14, 34
(15) 地域人づくり事業	厚生労働省	女性の活躍推進、若者等無業者の就業促進、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍推進等を通じた雇用の拡大を図るとともに、賃金引上げ、非正規雇用労働者の正社員化等の処遇改善を推進し、地域の実情に応じた創意工夫による多様な「人づくり」を支援するための事業を実施する。	○雇用支援・産業支援	-	-	平成27年度末まで ※ただし、平成26年度中の事業開始が必要	県または市町村	全国	14, 35

ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について　(5)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27年度予算案	26年度予算額				
(16) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁（農林水産省）	被災を免れた農地や避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農家又は農業者等の組織する団体等（ＮＰＯ法人を含む）の取組を支援。	○雇用支援・産業支援	1.5	2.2	-	地域耕作放棄地対策協議会	被災農家又は農業者等の組織する団体等	14, 36
(17) 農山漁村被災者受入円滑化支援事業	復興庁（農林水産省）	東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、移転を希望する被災農家等と受入れ可能地域とのきめ細やかなマッチング等の支援。	○生活支援 ○情報発信	0.2	0.2	平成28年度末まで	農林水産省	被災農家等	14, 38
(18) 海岸防災林再生等復興支援事業	復興庁（農林水産省）	東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、防災意識の向上や地域の復興のシンボル的な活動となるよう、地域住民の参加の下で、ＮＰＯや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしており、こうした仕組みづくりを支援。	○まちづくり ○山林、漁村等保全	0.7	0.8	平成29年度末まで	林野庁	民間団体	14, 40
(19) 森林環境保全直接支援事業	農林水産省	集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林等を支援。	○山林、漁村等保全	256	257	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	15, 42

ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について　(6)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27年度予算案	26年度予算額				
(20) 農業用水保全の森づくり事業	農林水産省	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する（ただし、林道の整備を除く）。	○山林、漁村等保全	1,067の内数	1,122の内数	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	15, 44
(21) 漁場保全の森づくり事業	農林水産省	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する（ただし、林道の整備、保安施設事業を除く）。	○山林、漁村等保全			-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	15, 44
(22) 絆の森整備事業	農林水産省	市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する（ただし林道の整備を除く）。	○山林、漁村等保全			-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	15, 44
(23) 環境林整備事業	農林水産省	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援する（ただし、林道の整備、保全松林緊急保護整備を除く）。	○山林、漁村等保全	27	27	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	15, 42
(24) 森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省	森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域住民が中心となった民間協働組織が実施する、地域の森林の保全管理等の取組に対し、一定の費用を国が支援。	○山林、漁村等保全	25	30	平成28年度末まで	都道府県ごとに設置される地域協議会	森林所有者、地域住民、自治会等で組織する活動組織	15, 45

ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について　（7）

	事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
					27年度予算案	26年度予算額				
(25)	水産多面的機能発揮対策	農林水産省	水産業･漁村の持つ多面的機能の効果的･効率的な発揮により水産業の再生･漁村の活性化を図るため、漁業者･住民･NPO等が行う多面的機能の発揮に資する藻場の保全など地域の取組に対して支援。	○雇用支援･産業支援 ○教育･子育て ○山林･漁村等保全	28の内数	35の内数	平成27年度末まで	都道府県に設置される地域協議会	漁業者、住民、NPO等で組織する活動組織	15, 47
(26)	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業	国土交通省	地方中小都市を中心とした地方部の地域活性化を図るため、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発、移住の促進等の地域づくり活動を生み育てるための多様な主体が連携した支援体制の構築を支援する。	○まちづくり ○雇用支援･産業支援	0.5	0.3	-	国土交通省	NPO、民間企業、地域金融機関等から構成される中間支援体制	15, 49
(27)	生物多様性保全推進支援事業	環境省	地域における多様な主体の連携･協働を促進するため、地方公共団体が含まれる地域生物多様性協議会による、地域の生物多様性保全･再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。	○その他	0.75	1.3	-	環境省の各地方環境事務所	地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、ＮＰＯ法人、民間企業等で構成される協議会	15, 50

ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援について　(8)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27年度予算案	26年度予算額				
(28) 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	環境省	平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されたことを受け、協働取組の充実が必要とされている。一方、「経済財政運営と改革の基本方針」（H25.6.14閣議決定）において、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記されている。このため、全国的な取組や地域毎の取組等、様々な主体間による協働取組を促進することで、NPO等の活動支援を行い、地域における課題解決や地域活性化等、地域力の強化に結び付ける。	○その他	0.8	0.8	-	環境省総合環境政策局環境経済課民間活動支援室 または 環境省各地方環境事務所	自治体、企業、地域住民等と協働取組を行うNGO・NPO等	15, 51

問合せ先

問合せ先一覧（1）

この資料に関する全般的な質問については、復興庁ボランティア・公益的民間連携班（03-5545-7480）までお尋ねください。「NPO等による相談・申請の際の問合せ先」については、現時点で判明しているもののみを記載しており、途中で変更等が生じる可能性があることをご承知おき下さい。

事業名	担当府省名	担当府省の部署名	連絡先（電話番号）	NPO等による相談・申請の際の問合せ先
(1) 「心の復興」支援事業	復興庁	被災者支援班	03-5545-7481	復興庁被災者支援班(03-5545-7481)
(2) 被災者健康・生活総合支援交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業）	復興庁 （厚生労働省）	被災者支援班 （社会・援護局地域福祉課）	03-5545-7481 （03-5253-1111(内2859)）	厚生労働省地域福祉課、都道府県又は市町村
(3) 県外自主避難者等への情報支援事業	復興庁	ボランティア・公益的民間連携班	03-5545-7480	復興庁ボランティア・公益的民間連携班(03-5545-7480)
(4) 「新しい東北」先導モデル事業	復興庁	総合政策班	03-5545-7232	復興庁総合政策班(03-5545-7232)
(5) NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	復興庁 （内閣府）	予算会計班 （政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当））	03-5545-7370 （03-5253-2111（内32379））	○岩手県環境生活部若者女性協働推進室（019-629-5198） ○宮城県環境生活部共同参画社会推進課（022-211-2576） ○福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課（024-521-7179）
(6) 復興支援員	総務省	地域力創造グループ　地域自立応援課	03-5253-5394	○宮城県地域復興支援課（022-211-2424） ○福島県企画調整部地域振興課（024-521-7114/7118）
(7) 緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁 （文部科学省）	予算会計班 （初等中等教育局児童生徒課）	03-5545-7370 （03-6734-3299）	文部科学省初等中等教育局児童生徒課
(8) 復興教育支援事業	復興庁 （文部科学省）	予算会計班 （初等中等教育局教育課程課）	03-5545-7370 （03-6734-2425）	文部科学省初等中等教育局教育課程課
(9) 被災者健康・生活総合支援交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）	復興庁 （文部科学省）	被災者支援班 （スポーツ・青少年局青少年課）	03-5545-7481 （03-6734-2056）	福島県教育庁社会教育課（024-522-3090）

問合せ先一覧（2）

事業名	担当府省名	担当府省の部署名	連絡先（電話番号）	NPO等による相談・申請の際の問合せ先
(10) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	復興庁 （文部科学省）	予算会計班 （生涯学習政策局社会教育課）	03-5545-7370 （03-5253-4111 （内3286））	○岩手県所在の申請者 復興庁岩手復興局(019-654-6609) ○宮城県所在の申請者 復興庁宮城復興局（022-266-2250） ○福島県所在の申請者 復興庁福島復興局（024-522-8513）
(11) 震災等対応雇用支援事業	復興庁 （厚生労働省）	予算会計班 （職業安定局地域雇用対策室）	03-5545-7370 （03-3593-2580）	○岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室雇用対策担当（019-629-5588） ○宮城県雇用対策課（022-211-2492） ○福島県雇用労政課（024-521-7290）
(12) 仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等（介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業））	復興庁 （厚生労働省）	予算会計班 （老健局振興課）	03-5545-7370 （03-3595-2889）	被災地の復興支援を担当する部署
(13) 被災者健康・生活総合支援交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）	復興庁 （厚生労働省）	被災者支援班 （雇用均等・児童家庭局総務課）	03-5545-7481 （03-5253-1111(内7830／7824)）	県又は市町村の「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を担当する部署
(14) 放課後児童健全育成事業	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局育成環境課	03-5253-1111(内7909)	各市町村の放課後児童クラブ担当部署
(15) 地域人づくり事業	厚生労働省	職業安定局地域雇用対策室	03-5253-1111(内5794)	各都道府県の基金担当課 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000046220.pdf
(16) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁 （農林水産省）	予算会計班 （農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室）	03-5545-7370 （03-6744-2442）	各都道府県の耕作放棄地対策協議会
(17) 農山漁村被災者受入円滑化支援事業	復興庁 （農林水産省）	予算会計班 （農村振興局中山間地域振興課）	03-5545-7370 （03-6744-2498）	農村振興局農村政策部中山間地域振興課集落再編対策班(03-6744-2498)
(18) 海岸防災林再生等復興支援事業	復興庁 （農林水産省）	予算会計班 （林野庁　森林利用課）	03-5545-7370 （03-3502－8243）	林野庁森林利用課緑化推進班(03-3502-8243)

問合せ先一覧（3）

事業名	担当府省名	担当府省の部署名	連絡先（電話番号）	NPO等による相談・申請の際の問合せ先
(19) 森林環境保全直接支援事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065	各都道府県の森林整備事業を担当する部署
(20) 農業用水保全の森づくり事業				各都道府県の森林整備事業を担当する部署
(21) 漁場保全の森づくり事業				各都道府県の森林整備事業を担当する部署
(22) 絆の森整備事業				各都道府県の森林整備事業を担当する部署
(23) 環境林整備事業				各都道府県の森林整備事業を担当する部署
(24) 森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省	林野庁森林利用課	03-3502-0048	都道府県ごとに設置される地域協議会
(25) 水産多面的機能発揮対策	農林水産省	水産庁計画課	03-3501-3082	水産庁計画課(03-3501-3082)
(26) 多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404	
(27) 生物多様性保全推進支援事業	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	03-5521-9108	環境省の各地方環境事務所
(28) 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	環境省	総合環境政策局環境経済課民間活動支援室	03-3406-5181	地球環境パートナーシッププラザ

⑻参考⑼ 各事業の概要

「心の復興」事業（復興庁被災者支援班）

２７年度予算案　１．１億円【復興】

（新規）

事業概要・目的

■安倍総理の所信表明演説（平成２６年９月２９日）
『心』の復興にも、大きく力を入れる。
■「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」
７生きがいづくり
仮設住宅で長い避難生活を送る中で、就労や他者との交流、地域活動等への参加の機会を見出すことができない被災者の生きがいづくりを後押しする取組が重要。

○概要

実施主体（県、市町村、ＮＰＯ等）が策定するプランに基づく、被災者の生きがいづくりに資する地域活性化等の取組（農業、水産業、伝統文化の継承活動、ものづくり、世代間交流等）の実施を支援する。

資金の流れ

○被災者の「心の復興」

復興庁 → 請負 → 実施主体（県，市町村，NPO 等）

※自治体からＮＰＯ等へ委託も可

事業イメージ・具体例

1．農業
① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行いつつ、収穫されたもので避難先の地域の方々と交流会を実施。収穫物を商品化して販売。

2．水産業
① 避難先で漁業に従事している方々の御協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海にでる機会を創る。
② 震災前に漁業に従事していた避難者の経験を活かし、子どもたちや県外からの観光客の船上漁業体験を提供する。

3．伝統文化の継承活動・まちづくり等
① 津波で失われた町並みを模型で復元しながら、町の歴史や文化などの伝統的地域資源の継承について住民参加型のアイデア創出ワークショップを実施

② 伝統芸能の継承のための活動を実施。
③ まちづくりのイメージをみんなで作成するワークショップを実施。
④ 伝統芸能等を活かしながら帰還を促進するための事業を実施。

4．ものづくり等
① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
② 中高年男性による料理教室。仮設団地同士でのグルメ大会を行う。
③ 商品の制作過程等の一部を担う活動に参画する機会を創る。

5．世代間交流等
① 家族ロボット教室を実施し、子どもの理数科目への興味を喚起しながら、大人にとってもモノをつくる楽しさを感じ、世代を超えた交流の機会にする。
② 大学生等が地域活性化の活動に参画する。

被災者健康・生活支援総合交付金

平成２７年度概算決定額　５９億円

事業概要・目的

○避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年８月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

○こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。

○新たな交付金では、１つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

事業イメージ・具体例

Ⅰ．被災者の見守り・コミュニティ形成支援

①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援	

Ⅱ．被災した子どもに対する支援

①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施	
②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援	

資金の流れ

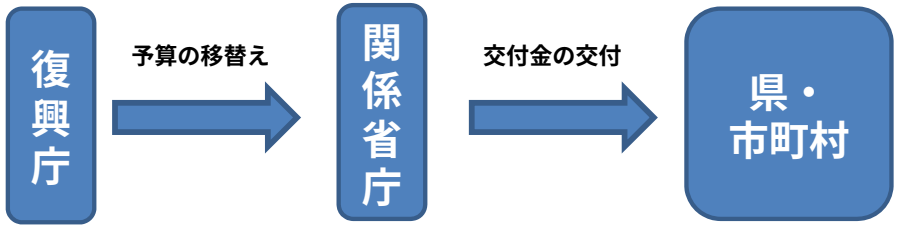

期待される効果

○被災者の見守り･コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的･効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者健康･生活支援総合交付金の事業

Ⅰ-①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、以下のような被災者に対する日常生活支援を総合的に実施。

①生活支援相談員の配置等を通じて、被災者のニーズ把握、見守り、日常生活上の相談支援を行うほか、住民相互の交流機会を提供

②自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化を支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等し、これらの活動を被災者支援に活用

③地域コミュニティ活動と連携した被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援

④被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ、自治会など関係団体間の活動内容を調整するための「被災者生活支援調整会議」の開催

⑤被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ

Ⅱ-①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもや子どものいる家庭等に対する心身の健康や生活等に対する総合的な支援を行う。

①子ども健やか訪問事業

②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

③遊具の設置や子育てイベントの開催

④親を亡くした子ども等への相談・援助事業

⑤児童福祉施設等給食安心対策事業

⑥保育料等減免事業

Ⅱ-②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活等により日常生活における制限を余儀なくされている福島県内に在住する子供たちの心身の健全育成を目的に、県内の学校または社会教育団体等が実施する自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

①学校等体験活動支援事業

②社会教育関係団体体験活動支援事業

県外自主避難者等への情報支援事業（復興庁 ボランティア・公益的民間連携班）

27年度概算決定額　１．０億円【復興枠】

（２６年度予算額　１．０ 億円）

事業概要・目的・必要性

○事業の目的

現在、県外自主避難者については、避難元への帰還又は避難先での継続的な生活を判断するための十分な情報が提供されているとは言い難い状況にある。

本事業は、県外自主避難者等に対し、的確かつ丁寧に情報を提供するとともに、避難先で活用いただける相談体制を確保することにより、避難者が「避難生活」から「自立した生活」に移行できるよう、避難者自らの帰還・移住の判断に寄与することを目的とする。

○事業の概要

(1) 情報支援事業の実施

県外自主避難者等の支援活動に積極的に取り組むことができる者（ＮＰＯ等を想定）に委託し、情報提供事業及び相談支援事業を行う。

(2) 情報支援事業の管理・運営

上記(1)の円滑な実施を図るため、事業の管理・運営に知見を有する者（民間調査会社を想定）に委託し、進捗管理・連絡調整、連絡会議の開催、全国シンポジウムの開催、総括報告書の作成等を行う。

○事業の必要性・緊急性

子ども被災者支援法第３条において、国は被災者生活支援等施策を総合的に策定し実施する責務を有し、また、同法第12条においては、国は被災者に対し必要な情報を提供する体制整備に努めることが規定されている。

また、昨今、県外自主避難者等の支援活動を行うＮＰＯ等の支援団体から、活動に対する支援要請の声が寄せられている。

本事業は、これらを受け、支援法に基づく基本方針の施策の１つとして実施することとしている事業であり、避難者が「避難生活」から「自立した生活」に移行するために国が同法に基づき実施する必須かつ喫緊の事業である。

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成25年10月）

Ⅲ（被災者生活支援等施策に関する基本的な事項）

３（被災者への支援）

(14)（その他）

・福島県外への避難者に対し、避難元・避難先に関する情報提供、避難者からの相談対応等を行う事業を民間団体を活用し新たに実施。

資金の流れ

復興庁（実施主体）　調査費　→　事業管理者（民間調査会社を想定）　→　受託事業者（事務所等拠点を有し、避難者支援活動に積極的なＮＰＯ等を想定）

事業イメージ・具体例

◇情報支援事業の管理・運営

ア　受託事業者（全国８ヶ所）の選定
（北海道、東北、関東、信越、中部、近畿、中国・四国、九州の各ブロックからの選定を想定）
イ　事業の運営支援・進捗管理・連絡調整
ウ　受託事業者連絡会議の開催
エ　全国シンポジウムの開催
オ　総括報告書の作成

管理・運営

◇情報支援事業の実施

情報提供事業

避難者支援情報の収集・発信、説明会・交流会の開催等

・避難元及び避難先における避難者支援情報（ニュースレター）の提供
・支援情報説明会及び交流会（避難者相互の情報共有の場）の開催　等

相談支援事業

避難者への相談対応・専門機関等への橋渡し、相談対応を通じた実態把握等

・困り事等に関する相談対応、行政機関（国、都道府県及び市町村）、専門機関（介護、医療、法律等）、パーソナルサポート団体等への橋渡し
・相談対応を通じた避難者の生活状況、ニーズ等の把握　等

期待される効果

・県外自主避難者等への情報提供や、相談体制の確保により、避難者自らの帰還・移住の判断に寄与し、復興の加速化が図られる。
・支援活動に関する実績、データ、ノウハウ等について、全国シンポジウムの開催、総括報告書の公表によって全国の支援団体等に展開することにより、全国の県外自主避難者等に対しても同等の効果が得られる。

平成２７年度「新しい東北」先導モデル事業の公募について

復興庁 Reconstruction Agency

事業の目的・概要

【目的】

「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、先導的な取組を幅広く公募し、支援することを目的としています。

【概要】

（１）応募資格

復興に取り組む法人・団体であれば、以下の２点の他、特段の制限はありません。

- **企業単独、地方公共団体単独での応募はできません。**
- **下記②プロジェクト事業は、被災地の法人・団体が構成団体に含まれる必要があります。**

（２）募集する提案

平成27年度「新しい東北」先導モデル事業では、以下の２区分において提案を募集します。

① 支援型事業（詳細はＰ．２を御参照ください）

② プロジェクト事業（詳細はＰ．３～５を御参照ください）

（３）支援対象となる取組・経費の範囲

取組の立ち上げ段階において必要となるソフト面の取組を包括的に支援します。
（施設整備等のハード事業は対象になりません。）

支援対象例 ： 関係者の合意形成に向けたワークショップ等の開催に関する経費
取組の検討や効果検証に必要な人件費や専門家招聘の経費 等

（４）選定に向けた手続

選定基準に則り、復興推進委員等の有識者からの意見を踏まえた上で、支援対象事業を選定します。

※ *本公募は、平成27年度の予算の成立が前提となります。*

①支援型事業の公募について

復興庁 Reconstruction Agency

１．募集する提案

被災地では、リーダーとなる人材の育成・確保や起業・新事業の創出やコミュニティ活動立ち上げに向けた支援、被災地事業者の販路開拓・経営改善の支援等、各種取組・事業に横断した課題が存在します。こうした横断的な課題の解決に向けた支援を行う取組を募集します。　【1件当たり2,000～3,000万円程度を支援（10件程度）】

２．選定基準　※特に「c.相乗効果・波及効果」を重視します。

- **a.　先導性・モデル性　…　先進的な発想や手法の活用、他の参考となり得る取組内容**
- **b.　持続性　…　将来にわたり持続的に実施可能な取組内容、地域の関係者を巻き込んだ実施体制の構築**
- **c.　相乗効果・波及効果　…　取組の発展に向けた、多様な連携先の確保や効果的な情報発信**
- **d.　計画性・実現可能性　…　明確かつ具体的な取組内容、無理のない取組スケジュール**
- **e.　効率性　…　取組の目的・規模に照らして、適切と考えられる必要経費**

３．スケジュール

○公募期間

平成２７年２月　６日（金）
～平成２７年３月２７日（金）

○公募〆切

平成２７年３月２７日（金）１２:００

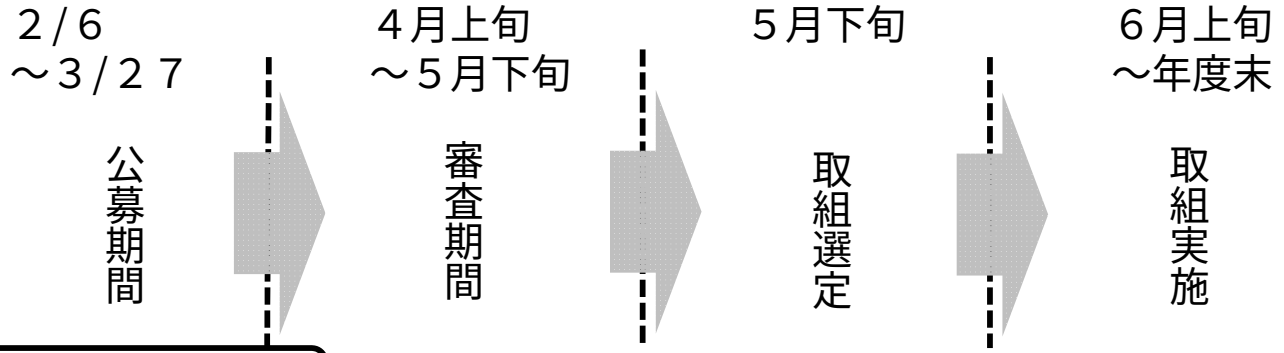

参考：平成２６年度モデル事業における選定案件例

販路の開拓

「東北百貨店 推奨ブランド」の育成

百貨店の現役バイヤーやOBの知識･情報力･経験を投入し、商品開発のアドバイスを行い、「支援」から「協働」による東北の優れた産品の販路拡大を目指し、カタログの作成や全国へのプロモーションを実施。

成功事例の共有

「東の食の実行会議」

東北の農林水産業、食産業等の生産者、民間企業、行政、ＮＰＯ等の各分野におけるキーパーソンが参集し、成功事例について情報共有を行い、参加企業が協力し、復興に向けた具体的なアクションを策定し実行。

②プロジェクト事業の公募について（１）

復興庁 Reconstruction Agency

１．募集する提案

以下の５分野に関して、復興推進委員会における議論の状況に即したプロジェクトを募集します。

- **1件当たり1,000万円程度を支援（35件程度）**
- **ただし、広域的に多数の団体が参加するような大規模な事業は、1件当たり2,000～3,000万円程度を支援（5件程度）**

元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
（子どもの居場所づくりや教育環境の整備など）

「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
（自立のための生活支援、健康支援、地域医療など）

持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
（再生可能エネルギーやスマートコミュニティの導入など）

頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
（住民が主体となった防災活動やコミュニティの再生など）

高い発信力を持った地域資源を活用する社会
（価値共創ビジネスの推進、豊かな観光資源の活用など）

２．選定基準

※特に「a.先導性・モデル性」「b.持続性」「d.計画性・実現可能性」を重視します。

a.	**先導性・モデル性**	**…　先進的な発想や手法の活用、他の参考となり得る取組内容**
b.	**持続性**	**…　将来にわたり持続的に実施可能な取組内容、地域の関係者を巻き込んだ実施体制の構築**
c.	**相乗効果・波及効果**	**…　取組の発展に向けた、多様な連携先の確保や効果的な情報発信**
d.	**計画性・実現可能性**	**…　明確かつ具体的な取組内容、無理のない取組スケジュール**
e.	**効率性**	**…　取組の目的・規模に照らして、適切と考えられる必要経費**

３．スケジュール

○公募期間

平成２７年２月　６日（金）
～平成２７年３月２７日（金）

○公募〆切

平成２７年３月２７日（金）１２:００

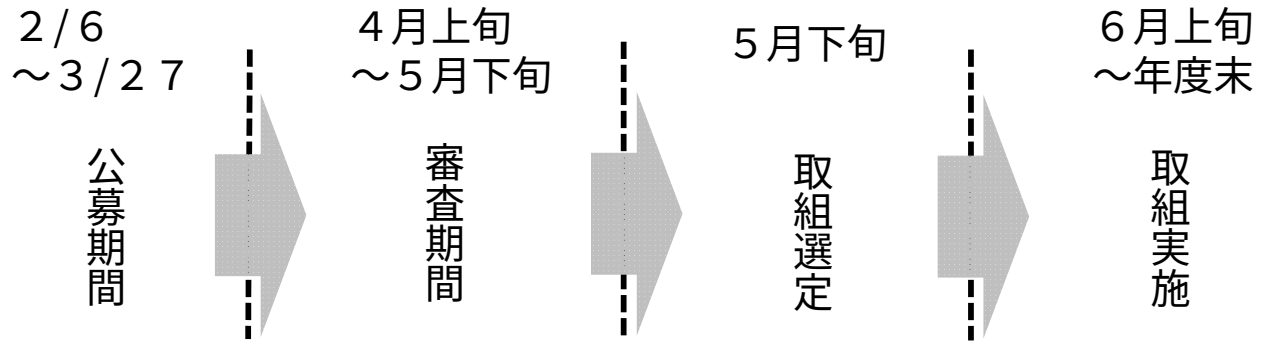

②プロジェクト事業の公募について（２）

復興庁 Reconstruction Agency

参考：平成２６年度モデル事業における選定案件例（１）

子どもの成長

子どもの成長を育む地域の遊び場づくり

災害復興期における地域と子どもをつなぐコミュニティづくりを目指し、災害公営住宅等で住民を交えた子どもの遊び場の実践と事例調査等を実施。

子どもの成長

高校生がつくるキャリア教育プロジェクト

職業観の醸成及び地域の将来を考えるきっかけづくりのために、高校生が主体となって地域の様々な業種の大人や高校と連携したキャリア教育プロジェクトを実施。

高齢社会

保育所を活用した生活不活発病防止給食受取システムの構築

仮設住宅における高齢者の生活不活発病等の問題に対し、適切な食事管理と見守り、相談相手として、栄養ケア・ステーションを通じた保育所給食を利用した食事受取システムを構築。

高齢社会

コミュニティ・サポートのプロトタイプ開発

地元の高齢者自身の社会参加による共助的なコミュニティ支援（高齢者の健康づくり等）の在り方を汎用的かつ具体的な手法としてマニュアル化。

高齢社会

ＩＣＴを活用した無人販売所プロジェクト

セルフレジを活用したプリペイド決済方式の無人販売所システムを設置し、利用者自らが操作して日用品等を購入できる仕組みにより、買い物の利便性を向上。

高齢社会

民間主導型オンデマンドバスによる高齢者移動自立支援

商店街の店舗やクリニックが費用を分担して運行する民間主導型デマンドバスの実現をめざし、３ヶ月間に渡る実証運行を実施。

エネルギー

温泉熱を活かした六次化産業創出

再生可能エネルギー資源（温泉熱）を活用したニューツーリズム商品を開発。

社会基盤

地域課題に応じた防災訓練モデル化

地域の危機管理能力の向上及び津波避難行動の習慣化を目指し、地域課題に応じた住民参加による避難訓練手法等のモデルを構築。

社会基盤

地域住民が主体となった地区防災計画

専門家の知見、地元の体験の共有を通じて、地区が抱えるリスクの抽出とその対応策について徹底的に見出すことにより、地域住民が主体となって防災計画を作成。

②プロジェクト事業の公募について（３）

復興庁 Reconstruction Agency

参考：平成２６年度モデル事業における選定案件例（２）

地域資源（一次産業）

浜の未利用資源の高機能性食品化

持続可能な地域産業の確立に向けて、市場では流通していなかった未利用の水産物を活用し、「機能性」と「高付加価値化」に焦点を当てた新商品を開発。

地域資源（一次産業）

中山間地域での新たな農業モデルの実現

中山間地域農業の所得向上を目指し、植物工場を活用した低コスト･省力化栽培方法の確立や機能性野菜の生産方法の研究、鮮度表示方法についての検討等を実施。

地域資源（一次産業）

太陽熱乾燥庫を活用した里山文化の再興

里山の産業復興を目指し、太陽熱乾燥庫を活用した地域木材や農林産食物の乾燥実証実験や、地域木材の災害公営住宅への供給等を実施。

地域資源（一次産業）

東北発「被災地花き」ブランドの創造

東北産花きの販路の拡大及びブランドの確立等を目的として、日持ち性が良く華やかな高品質ブーケ等の新たな商品開発、プロモーション活動、生産者への教育活動等を行う。

地域資源（一次産業）

東北産品の海外展開加速化

生産者･食品事業者などが輸入条件の厳しい欧州や米国に対してもチャレンジできるよう、メディアやＳＮＳ等を活用して現地の趣向を容易に商品開発やプロモーションに反映できる手法を確立。

地域資源（観光）

スマートフォン等でのカード決済の導入

観光地の小売店、飲食店等でモバイル端末を使ったクレジットカード決済を導入することにより、消費の誘発による地域活性化の効果を検証。

地域資源（観光）

「旅館」のブランド価値向上

東北の旅館がアライアンスを組み、旅館側に送客手数料の負担を求めない旅館専用の予約サイトのビジネスモデルを提案。
グローバル市場における旅館の価値向上を目指す。

地域資源（ものづくり・ＩＴ）

伝統技能継承と先端技術の融合によるなりわい再生

地域のものづくりの発展を目指し、伝統技能と先端技術を融合させ、新製品を開発。その際、障害者や高齢者の社会参画を促進。

地域資源（環境）

「三陸ジオパーク」の観光資源化

三陸海岸という広域の地質･地形に、「ジオパーク」という新たな付加価値を見出し、水産業や自然景観等の既存の資源とあわせ、新たな観光資源化。

ＮＰＯ等の運営力強化を通じた復興支援事業

平成27年度予算要求案：２．３億円（継続）【復興庁一括計上予算】

背　景

○　東日本大震災の被災地等においては、ＮＰＯ等（自治会、社会福祉法人、協議会等を含む）が復興支援や被災者支援において大きな役割を果たしてきており、被災地における復興の取組において被災者ニーズが多様化する中、更なる活躍が期待されるところであるが、経営基盤が脆弱であるなどの課題を抱え、円滑な運営のためのノウハウの修得を必要とするＮＰＯ等が多い。

○　被災地の復興には中長期にわたる支援が必要とされており、個人・民間企業等からの資金調達に対するインセンティブを高めるなど、復興や被災者支援に自立的かつ継続的に取り組む担い手の育成が必要。

事業概要

内閣府

交付金（補助率：2/3）

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

(1)復興支援基盤強化事業

中間支援組織等を通じ、個別のＮＰＯ等の復興支援に必要な経営能力の向上を目的とした講習会や個別指導等

（取組内容）

①　資金獲得、ＮＰＯ会計基準、認定ＮＰＯ取得、ＩＣＴ活用による情報発信等のノウハウ修得セミナー、講習会の実施

②　協働の取組促進のためのＮＰＯと民間企業、他団体等との交流等

（注）対象者：NPO法人に属する者もしくは当該事業に参加後１年以内にNPO法人の設立申請を行う団体に属する者（NPO以外の自治会・町内会等の地縁組織等にあってはこの限りでない）であって、かつ被災地の復興に資する活動を行うNPO法人等に属する者。

設立間もないＮＰＯ等や経営基盤の脆弱なＮＰＯ等の復興支援に必要な経営能力の向上

(2)復興支援の担い手の運営力強化実践事業

3県が実施する復興・被災者支援（３県から他県に避難されている方々への支援を含む）や「子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援等のうち、ＮＰＯ等の運営力強化を図ることを内容とする以下に示すテーマ等に係る先駆的な取組に限定して支援。

（支援テーマ例）

①　支援活動の実践を通じたＮＰＯ等の人材育成（例：被災者の健康・生活支援、避難者の就業支援、まちづくり等の専門家の養成）

②　支援活動を行うＮＰＯ等間のネットワークの形成（例：支援ニーズの共有・マッチング、ノウハウの移転、復興拠点の構築、中間支援組織の強化・育成）

人材育成やネットワーク形成による復興・被災者支援を担う中核的ＮＰＯ等の育成

行政では手が回らない復興支援を行うために必要な運営力を有するＮＰＯ等の育成

自立して活動できる担い手による、中・長期的な復興・被災者支援

「復興支援員」制度について

総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

制 度 の 概 要

○**目的**：被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
○**実施主体**：被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村（9県・227市町村）
○**設置根拠等**：被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
○**期間**：概ね１年以上最長５年
○**総務省の支援**
①復興支援員を設置する地方公共団体に対し特別交付税措置（2011年度～）
⇒ 支援員１人につき、報酬等（地域の実情に応じて地方公共団体が定める額）※＋活動費（必要額）を措置
②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

※参考：地域おこし協力隊の報酬等　2,000千円を上限に特別交付税措置

団体名	人数	活動内容等
岩手県（県事業）	34名	宮古市、久慈市、陸前高田市、大船渡市、葛巻町、軽米町、住田町、山田町、岩泉町、洋野町、大槌町、田野畑村、野田村、　九戸村において観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	14名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
宮城県（県事業）	68名	石巻市、東松島市、仙台市、南三陸町、女川町において地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県気仙沼市	19名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	2名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	5名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県（県事業）	5名	相馬市、新地町において被災者の生活支援等に従事。
福島県田村市	9名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県双葉町	6名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	15名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	1名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

13団体（3県、10市町）において
計181名が活動
（平成25年度特別交付税基礎調査）

復興支援員　～取組事例等～

総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

復興支援員数（特交ベース）

平成25年度　181名（3県10市町）　※ 平成24年度　78名（2県5市町）

取組事例

宮城県（県事業）

■概要

被災地の実情に応じた住民主体の地域活動の推進を支援するために、復興支援に意欲的に取り組む人材を地域内外から公募し、**「復興応援隊」**を結成。住民主体の復興活動による地域創生を目指す。

※　県が市町村と連携して設置（民間事業者等に委託）。平成25年度は仙台市、石巻市、東松島市、南三陸町、女川町に設置。

■活動内容

住民全体のまちづくり、産業振興や観光振興、伝統文化行事の再開、子ども・子育て支援、福祉のまちづくり等、**地域の事情やニーズに応じて必要なプロジェクトを設定。**

しろうおまつり（宮城県南三陸町）

【例】南三陸町での活動予定
「住民参加による観光のまちづくり」
- 語り部ツアー
- 被災地視察受入
- 商店街活性化イベント
- 地域振興イベント
- まちの歴史と震災の記録整備

観光のまち再生

福興市（宮城県南三陸町）

宮城県東松島市（市事業）

■概要

東松島市復興まちづくり計画に基づき、復興まちづくりに関する学びや集いの場づくり、まちづくり整備協議会の支援、地域コミュニティ活性化に向けた活動支援を実施。

■活動内容

- **防災集団移転や災害公営住宅の状況等の情報収集を実施し、地域住民と情報を共有。**
- **住民交流のため、仮設住宅でのお茶会の運営支援や親子ふれ合い広場の実施をサポート。**
- **幅広い世代の復興まちづくりへの参加を促すため、子育てサロンを開催するとともに、「ぼくとわたしの復興計画」事業など世代間の交流を通じたコミュニティの活性化を図る。**

地域コミュニティ活動の様子

地域コミュニティ活動の様子

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成２７年度予算額（案）　２７億円（前年度予算額　３７億円）
【東日本大震災復興特別会計】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する心のケアや必要な支援を行う。

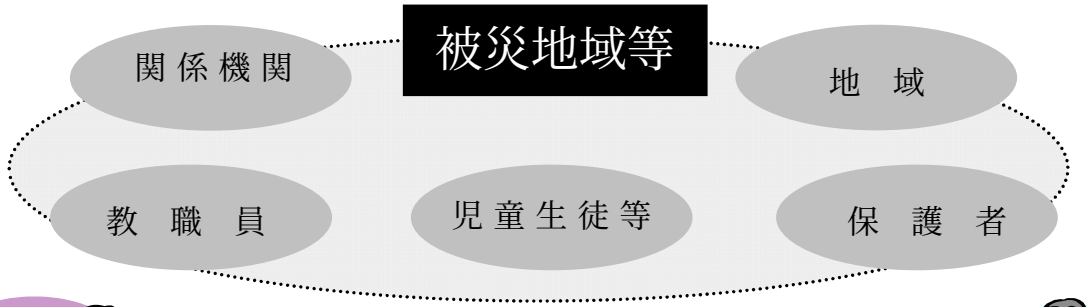

心のケア・助言・
援助等及び
新たな課題への対応

心のケアの対応

・**スクールカウンセラーの派遣**
　臨床心理士、精神科医　等
・**スクールカウンセラーに準ずる者の派遣**
　相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者　等
・**電話相談体制の整備**
・**心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援**

進路指導・就職支援

・**緊急進路指導員の派遣**
　若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者　等

　このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

障害のある子供への支援

・**外部専門家の派遣**
　作業療法士（OT）・理学療法士（PT）・言語聴覚士（ST）・児童精神科医　等

生徒指導体制の強化

・**生徒指導の経験豊富な者の配置**
　生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置等

復興教育支援事業

平成２７年度予算額（案）　２６百万円　〔平成２６年度予算額　５０百万円〕
うち復興特別会計計上分　２６百万円　うち復興特別会計計上分　５０百万円

復 興 教 育

東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望をもって、未来に向かって前進していけるようにするための教育。

事業概要

被災地では、自治体のみならず、大学･ＮＰＯ等様々な主体が積極的に関わり、被災地の復興はもとより、今後の我が国の学校教育の新しいモデルとなるような先進的な取組が進められつつある。このことを踏まえ、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。

文部科学省

委託

自治体･大学･ＮＰＯ

支援

被災地の学校

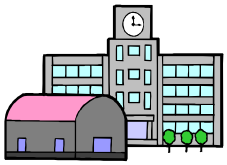

連携･協力

成果共有

地域
家庭
他の学校
地元企業
他の団体

【取組例（イメージ）】

- ○ 地域について学び今後の復興と自らの生き方を考える取組
- ○ 児童会や生徒会、子供議会などを通じた被災地の人づくり、まちづくりへの提言活動
- ○ 異世代との交流等による地域の伝統文化の継承･発展
- ○ 地域資源を生かした地場の商品開発や観光資源への参画
- ○ 震災の影響により学習が遅れがちな児童生徒への補充学習　など

成果の検証

【成　果】

- ・新たな教育プログラムの開発
- ・教材や指導方法の開発
- ・学習の評価方法や教育効果等に関する知見の蓄積・共有

国による評価、成果の普及

先進的な取組･優れた実践の共有･全国化の推進

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

地域コミュニティ

(26年度予算額　　1，200百万円)

27年度予算額　　1，126百万円

地域教育コーディネーター
(NPO、教員OB、PTA関係者、
自治会関係者　等)

＜地域の学びの場をコーディネート＞

連携・協力

外部有識者
専門家等

地域住民等

＜外部講師やボランティアとして活動を支援＞

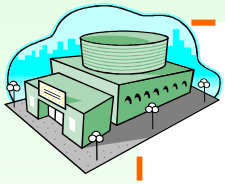

公民館、図書館等
社会教育施設

学校

集会所

児童館や福祉
施設など

＜学習活動の例＞

◆放課後や週末等の児童･生徒の学習支援

◆地域課題に係る学習会の実施
･地域ぐるみの防災教育
･震災後の心身の健康
･放射線と健康管理
･土地の権利関係や債務に関することなどの法律問題
･家庭教育や子育てに関すること
･世代間交流の促進による高齢者等の孤立化の防止

◆スポーツ･レクリエーション活動の支援

◆ICTを効果的に活用した学習支援

などの取組を実施

学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

0

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災等対応雇用支援事業）の拡充

平成27年度予定額
107億円

趣　旨

○　東日本大震災に伴い、平成23年度第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業を創設。

○　被災地での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いているため、震災等対応雇用支援事業について、基金の積み増し・実施期間を延長を行い、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。

事　業　規　模

平成23年度1次補正	500億円
平成23年度3次補正	2，000億円
平成24年度補正予算	500億円
平成27年度予定額	**107億円**

震災等対応雇用支援事業の概要

◆　事業内容

○基金の積み増し額：107億円

○事業実施期間の延長：平成26年度末までに事業開始（平成27年度末まで）
→　平成27年度までに事業開始（平成28年度末まで）

○実施地域：被災3県（岩手、宮城、福島）の災害救助法適用地域（岩手・宮城は沿岸部）

○対象者：被災求職者（被災3県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者）

◆　事業概要

○　都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。

○　雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能。

◆　実施要件

○　事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1／2以上。

○　雇用期間は1年以内。ただし、複数回更新可とする。

≪事業スキーム≫

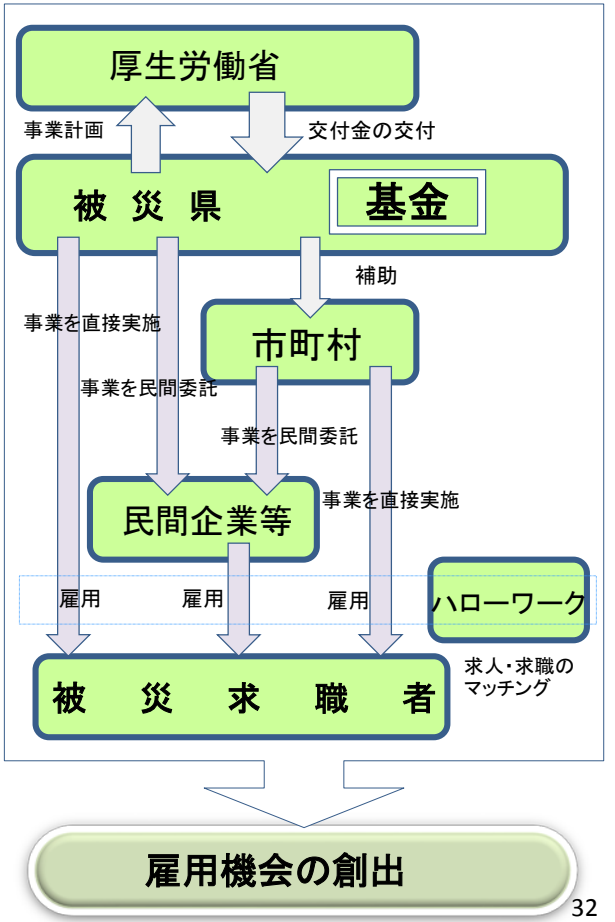

地域支え合い体制づくり事業
（被災者生活支援等）

平成27年度予算案　１８億円

（
平成23年度1次補正予算額　70億円
平成23年度3次補正予算額　90億円
平成25年度当初予算額　23億円
平成26年度当初予算額　15億円
）

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正並びに25年度及び26年度当初予算で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

○ **積増先** ： 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業 ）

○ **積増地域** ： 宮城県（岩手県、福島県は基金の残余額で対応）

⇒ 26年度限りの基金を27年度まで延長

○ **事業内容**

① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

（取組例）総合相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援など

② 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援等

仮設住宅等（民間賃貸住宅や在宅等を含む。）の要介護者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

（取組例）ケアマネージャー、MSW、PTなどにより構成された相談支援専門職チームの訪問による、高齢者等のニーズ把握、生活課題に関しての関係機関へのつなぎ、地域のボランティアに対する助言など

＜参考＞　事業実施までの流れ

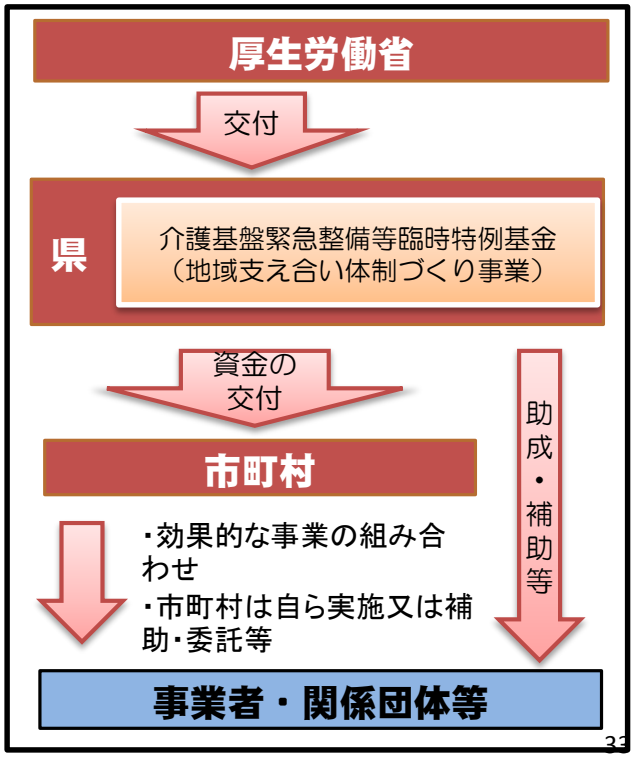

子ども・子育て支援交付金について

平成27年度予算案
942億円

事業概要等

【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、）一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

※　妊婦健診については従前どおり（市町村10／10）

【実施主体】

市町村（特別区含む）

【補助率】

1／3　（都道府県：1／3、市町村：1／3）

※　従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例（都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み）については廃止。

※　執行については内閣府において実施。

対象事業

①利用者支援事業【一部新規】
②延長保育事業【一部新規】
③実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
④多様な主体の参入促進事業【一部新規】
⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【一部新規】
⑥子育て短期支援事業
⑦乳児家庭全戸訪問事業
⑧養育支援訪問事業
⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑩一時預かり事業【一部新規】
⑪地域子育て支援拠点事業
⑫病児保育事業
⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域人づくり事業の概要

趣　旨

○　地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。

○　都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム

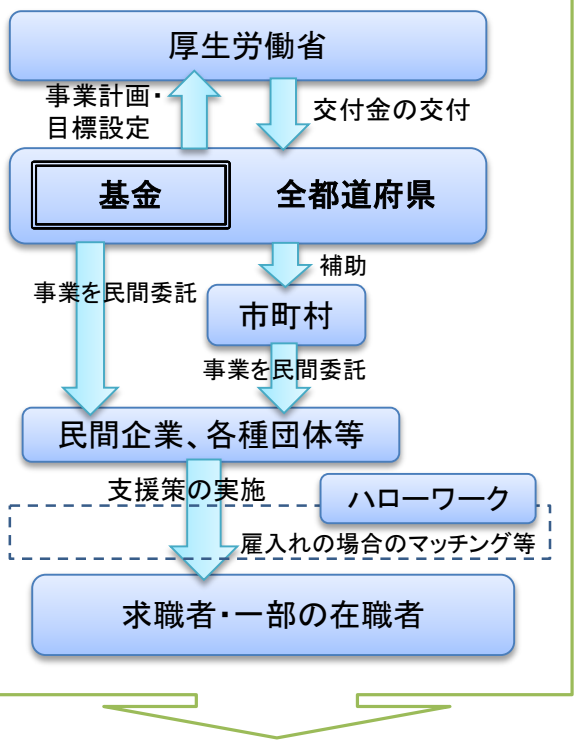

地域の多様な「人づくり」を通じた雇用拡大・賃上げ促進

概要

○　事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。
（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）

○　都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス
・・・失業者（無業者）の就職に向けた支援

（例）
【雇入れを伴うもの】
① 未就職卒業者・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業　等
（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費
【雇入れを伴わないもの】
③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
④ 中小企業の情報発信／
⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング　等
（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス
・・・在職者に対する処遇改善に向けた支援

（例）
① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け）／
② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣　等
（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用）　等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業
【復旧・復興対策(復興庁計上)　１４９（２２５）百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

＜背景／課題＞

・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、**避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要**となっています。
・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
・このため、このような**耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援**するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取組む被災農家等を支援

＜主な内容＞

被災農家等が自ら営農活動を行う場合のほか、受入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で**雇用形態により営農活動を行う**場合も対象とします。

１．耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木等の除去、深耕、整地等）、土づくり、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。

２．施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

３．附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

補助率：定額（再生作業５万円/10a等）、１／２以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

［お問い合わせ先：農村振興局農村計画課　（０３－６７４４－２４４２）］

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

○ 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
○ 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
○ このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

H27概算決定額　　1.49億円

取組主体

被災農家等
耕作放棄地対策協議会

補助率

定額（雑草、雑木等の除去5万円／10a等）
1／2以内等

交付の流れ

国　→　都道府県耕作放棄地対策協議会
　　→　地域耕作放棄地対策協議会
　　→　取組主体（被災農家等）

再生作業
（雑草、雑木等の除去）

土づくり

被災農家等が自ら営農活動を行う場合

被災農家等

○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。

耕作放棄地対策協議会

○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】
・再生作業（雑草、雑木等の除去）　5万円/10a
　※抜根等を伴う場合は10万円/10a
・整地等　5万円/10a
・土づくり　5万円/10a
・施設等補完整備（小規模基盤整備）5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等

○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。

耕作放棄地対策協議会

○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】
協議会が、被災農家等を雇用し、
・耕作放棄地の再生作業
・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施（被災農家等に対し賃金を支給）

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

【復旧・復興対策（復興庁計上）１８（１８）百万円】

対策のポイント

被災地からやむを得ず移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入れ情報を提供し、受入れ地域とのマッチング等の支援を引き続き実施します。

＜背景／課題＞

・東日本大震災の被災地では、津波被害や原発事故等の影響により避難生活を余儀なくされている被災農家等においては、未だに当該地域で営農を再開することが困難な状況が継続しています。

・こうした状況を踏まえ、やむを得ず移転せざるを得ない被災農家等に対し、避難先など他地域での営農再開による生活再建のための受入れ可能な農山漁村地域の情報提供等、きめ細かな支援が必要となっています。

政策目標

本事業を活用して避難先から移転した農家の離農率が平成28年度まで全国平均以下であること

＜主な内容＞

○被災農家等に対する農山漁村地域の受入れ情報の提供等

東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、都道府県、市町村、農業関係団体等と連携しつつ、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、やむを得ず移転せざるを得ない被災農家等と受入れ地域とのマッチング等のきめ細かな支援を引き続き実施します。

農山漁村被災者受入円滑化支援事業　　１８（１８）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

［お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課（０３－６７４４－２４９８）］

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

○被災地からやむを得ず他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、農地、雇用、住まい等に関する「農山漁村被災者受入れ情報」を提供し、受入れ可能な地域とのマッチング等のきめ細かな支援を実施。

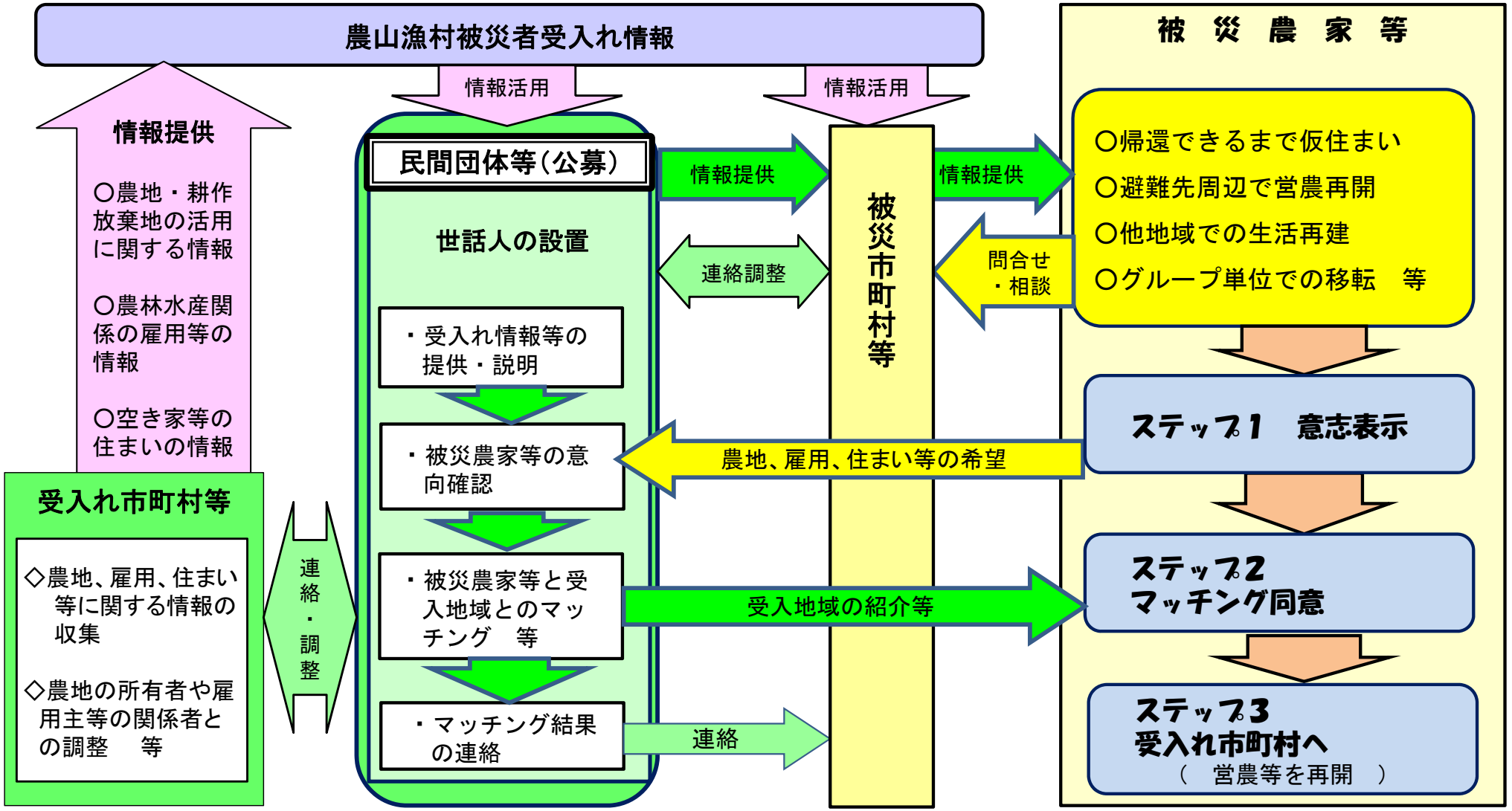

【復興庁計上分】

海岸防災林再生等復興支援事業（継続）

【平成27年度概算決定額（復旧・復興対策）70,159（83,077）千円】

事業のポイント

海岸防災林を再生する取組において、地元住民やＮＰＯ、企業等が参画する仕組みづくりを支援します。

＜背景＞

東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、大規模災害に対する防災意識の向上や地域の復興のシンボル的な活動となるよう、地域住民の参加の下で、ＮＰＯや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしています。

政策目標

被災海岸防災林１４０kmの復旧・再生

＜内容＞

・地元住民やＮＰＯ・企業への意向調査、これらの者と地元自治体との協議会の開催、海岸防災林の機能に関する調査等、地元住民、ＮＰＯ、企業等が海岸防災林再生に参画していくための仕組みづくりを支援します。

・地域住民やＮＰＯ等が行う植樹活動が円滑に進むよう、植樹会場の設営、安全対策、参加者の移動等に対して支援します。

＜補助率＞

定　額

＜事業実施主体＞

民間団体

＜事業実施期間＞

平成２５年度～２９年度

［担当課：林野庁森林利用課］

海岸防災林再生等復興支援事業による民間参画支援の仕組み（イメージ）

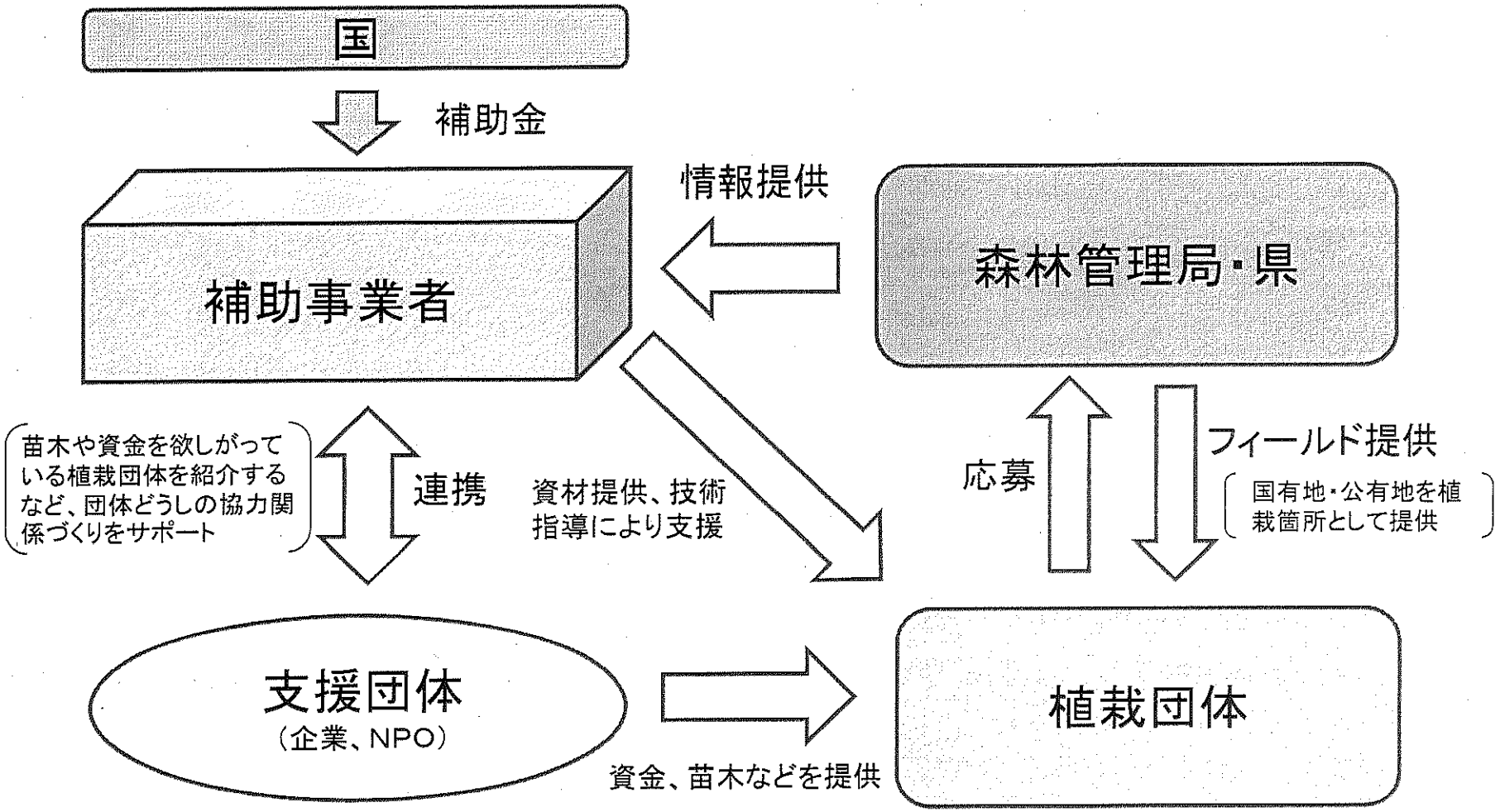

森林整備事業（公共）

【１２０，２８６（１１９，７２３）百万円】
（平成26年度補正予算　７，４０６百万円）

対策のポイント

・施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進します。

＜背景／課題＞

・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、**施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要**があります。
・シカ等の食害による森林被害が各地で増加しており、**鳥獣被害対策を推進する必要**があります。

政策目標

○森林吸収量の算入上限値3.5%（平成２年度比）の確保に向けた間伐の実施
（平成25年度から平成32年度までの８年間の年平均：52万ヘクタール）

＜主な内容＞

１．施業の集約化を図り、**間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進**します。搬出間伐を進めるため、搬出材積の要件（10㎥／ha以上）を見直します。

森林環境保全直接支援事業　２３，６００（２３，２９１）百万円
林業専用道整備対策　１０，７３１（１１，０８６）百万円
国費率：10／10、１／２、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

２．奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において**公的主体による間伐等の森林整備を推進**するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業　２，７２６（　２，７２６）百万円
水源林造成事業　２４，８７０（２４，８７０）百万円
国費率：10／10、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

お問い合わせ先：林野庁整備課　（０３－６７４４－２３０３）

森林整備事業（公共）

【復旧・復興対策　４，７０６（４，６３３）百万円】

対策のポイント

・間伐等の実施により、東日本大震災の被災地等における「災害に強い森林づくり」を進めます。

＜背景／課題＞

・森林の有する公益的機能を持続的に発揮するため、間伐等の森林施業による「災害に強い森林づくり」を一層推進する必要があります。

・福島第一原子力発電所の事故により放散された放射性物質の影響のある区域では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、森林整備が停滞するおそれがあり、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。

政策目標

○土壌を保持する能力等が良好に保たれている森林の割合の増加。

＜主な内容＞

東日本大震災により**林地荒廃等の森林被害が発生した岩手、宮城、福島の被災３県**において**適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」**を進めるとともに、放射性物質の影響等により整備が進み難い人工林等において、公的主体による緊急的な間伐等を進めます。

森林整備事業　４，７０６（４，６３３）百万円
国費率：10／10、２／３、３／10等
事業実施主体：国、都道府県、（独）森林総合研究所等

お問い合わせ先：林野庁整備課　（０３－６７４４－２３０３）

農山漁村地域整備交付金（公共）

【１０６，６５０（１１２，２１１）百万円】
（平成26年度補正予算　５，０００百万円）

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜背景／課題＞

・地域の特色を生かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**します。

政策目標

○基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率 108%以上（平成27年度）
○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
○海岸堤防等の整備率 66%（平成28年度）

＜主な内容＞

１．都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上**のための事業を選択して実施することができます。
　また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
　農業農村分野：農用地整備、農業用用排水施設整備等
　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

３．国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
　農村振興局農村整備官　（０３－６７４４－２２００）
森林分野に関すること
　林野庁計画課　（０３－３５０１－３８４２）
水産分野に関すること
　水産庁防災漁村課　（０３－３５０２－５３０４）

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成27年度概算決定額　２，５００，０００（３，０００，０００）千円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組の支援を充実、強化します。

（背景）

・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により地域住民と森林との関係が希薄化**し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。

・そのため、地域住民等による**共同活動への支援策を充実・強化することが必要**です。

政策目標

全国800地域で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成26～28年度）

＜内容＞

１．**森林・山村多面的機能発揮対策交付金**

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。

また、**活動組織に対する安全講習の開催など地域協議会の機能強化**を支援します。

①　地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、森林内に侵入したモウソウチク等の竹林の伐採・除去や利用に向けた取組

②　森林資源利用タイプ

広葉樹等の森林資源をしいたけ原木等に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等

③　教育・研修活動タイプ

森林を利用した環境教育や研修活動

④　森林機能強化タイプ

事業の円滑な実施に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良等

⑤　機材及び資材の整備

上記①、②及び④の活動の実施に必要な機材及び資材の整備

２．**森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業**

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果について評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織等を集めてそれらの活動内容の報告・意見交換会を開催します。

＜補助率＞

１．定額

２．委託

＜事業実施主体＞

１．地域協議会、都道府県

２．民間団体

＜事業実施期間＞

平成２５年度～２８年度（４年間）

［担当課：林野庁森林利用課］

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成27年度予算概算決定額　2，500（3，000）百万円】

背景　森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、地域住民と森林との関わりが希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業　地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動など、以下の取組を支援。
（・補助率：定額　・1活動組織当たりの交付上限額：500万円）

〔事業の内容〕

国 →【交付金】→

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

交付金の管理、活動組織の持続的な体制を支援

森林のマッチング	安全研修等の実施	資機材貸与
森林整備実施の合意がとれた森林を活動組織に紹介	活動組織が必要とする安全研修等を実施	活動組織が必要とする資機材の貸し出しを実施

活動組織：地域住民、森林所有者、自伐林家等で構成

支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ		森林資源利用タイプ	教育・研修活動タイプ	森林機能強化タイプ
里山林景観を維持するための活動（16万円/ha）	侵入竹の伐採・除去活動（38万円/ha）	しいたけ原木などとして利用するための伐採活動（16万円/ha）	森林環境教育の実践（5万円/回：年度内の上限12回）	路網の補修・機能強化等（1千円/m）

機材及び資材の整備：教育・研修活動タイプを除く上記活動の実施に必要な機材及び資材の整備（1/2以内）

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の評価・検証等 → 活動の成果の評価・検証 → 地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

水産多面的機能発揮対策（継続）

１　趣　旨

水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、藻場・干潟等の保全等による地球環境保全及び漁村文化の継承や教育・学習の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村が関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

２　事業内容

（１）水産多面的機能発揮対策事業

ア　事業の仕組み

都道府県、市町村、漁協等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、地域活動指針の作成、交付金交付事務等を行い、国からの交付金を受けて活動組織に交付金を交付する。

地域協議会、都道府県及び市町村が交付事務を行うために必要な経費について、運営交付金を交付する。

イ　対象とする活動項目

国境監視、海難救助、水域の監視、藻場の保全、干潟の保全、漂流漂着物の処理及び上記に関連する漁村文化の継承（教育・学習）等。

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う。

３　交付先及び事業実施主体

〔水産多面的機能発揮対策事業〕　地域協議会、都道府県、市町村

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕　民間団体

４　事業実施期間

平成２５年度～平成２７年度

５　平成２７年度概算決定額（前年度予算額）　2,800,000千円（ 3,500,000千円）

〔水産多面的機能発揮対策事業〕　2,700,000千円（ 3,400,000千円）

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕　100,000千円（ 100,000千円）

６　補助率等

定額

７　担当課

水産庁計画課　０３－３５０１－３０８２（直）

水産多面的機能発揮対策【継続】

平成27年度予算概算決定額
2，800（3，500）百万円

背　景

漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村が担ってきた国民の生命・財産の保全、地球環境保全及び漁村文化の継承など多面的機能の発揮に支障が生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図ることが必要。

事業内容

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の取組に対し、一定の費用を国が支援。

【事業の仕組】

国 →【交付金】→ **地域協議会**
- ○都道府県、市町村、学識経験者、漁業者等で構成
- ○活動組織の指導監督、交付金の管理

→【交付金】→ **活動組織**
- ○漁業者、住民、学校、NPO等で構成
- ○活動を推進

【主な活動項目】
- ・国境監視
- ・海難救助
- ・水域の監視
- ・藻場の保全
- ・干潟の保全
- ・漂流漂着物処理
- ・上記に関連する漁村文化の継承（教育・学習）

等

国境監視

海難救助

藻場の保全

漂流漂着物処理

全国的に漁村の多面的機能が効果的に発揮され、広く国民が享受

水産業・漁村が活性化され、その再生が促進

相乗効果

多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業

国土交通省

背景・目的

地域の発意を活かし、魅力ある地域づくりを進めることで、地域産業を活性化し、地域経済の好循環を図ることが重要であるが、他方で地方部では人口減少により担い手不足という問題を抱えている。地域の活性化や課題解決にはNPO、ソーシャルビジネス等の育成や新たな担い手の活用を図っていくことが重要である。

そこで、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発等を目的として、**多様な主体による事業型の地域づくり活動（地域ビジネス）等を生み育てる仕組みの構築等を支援する。**

実施内容

- 新たな公の持続的な活動モデルとして、民間主導のソーシャル・ビジネス等の新たな地域の担い手・雇用づくりに組織的に取り組む中間支援活動を支援。
- また、喫緊の課題である人口減少下の地域の担い手確保策として、１人多役・多業化を促進する観点から、モデル的な多役・多業型の地域づくり活動についても支援。

多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業（拡充）

【現行】地域づくり活動支援体制に対する中間支援活動経費の補助

＋

【拡充】多役多業型の地域づくり活動については、
地域づくり活動団体が行う活動費を補助

【多役多業型の地域づくり活動の例】

- ➢都会で働く人が地方の農業団体と協働して行う耕作放棄地解消活動
- ➢農家の若手が独居高齢者の野菜を庭先集荷し同時に見守りを行う活動

また、各地域づくり活動支援体制の活動を促進するための**全国ネットワークの運営検討を行う。**

効　果

地方における地域資源を活かした多様な主体による**新たな地域ビジネス等が創出**されるとともに、**人口減少下の新たな担い手の活用**が進み、地域の活性化・課題解決が図られる。

生物多様性保全推進支援事業 [平成27年度予算(案) 75,000千円(130,118千円)]

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存

・国内希少野生動植物種　**89種**
(2020年までに新たに300種を指定)
・絶滅危惧種　**3,597種**

外来生物対策

アライグマの
分布拡大

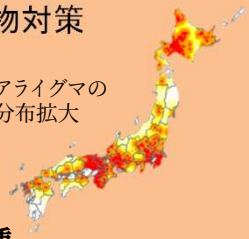

・特定外来生物　**113種**
(H26.6月に交雑種やオオバナミズキンバイなど6種類、H27.1月にツマアカスズメバチを新たに追加)

重要地域の保全・再生

国立・国定公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、生物圏保存地域

■全てを国が直接対応することは困難　　■地域の主体的な取組が不可欠

地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の支援

交付金
(国費1／2以内)

国

地域生物多様性協議会

地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される

事業内容

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動
(下記①～③のいずれか1つ以上に該当するもの)

①国内希少野生動植物種等対策
種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策

②特定外来生物防除対策
外来生物法に基づく特定外来生物の対策

③重要生物多様性保護地域保全再生
自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生

全国各地で地域の自立した活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

平成27年度予算(案)額　83百万円　（　82百万円）

背　景

・地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。(「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6年14日)

地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開。

効　果

地域の多様な主体による協働取組を通じて、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られ、地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

（別紙）

選定された14事業

No,	採択団体	地域	採択事業
1	公益財団法人　公害地域再生センター	全国	公害資料館の連携－参加型学習で被害者・企業・行政・地域をつなぐ－
2	ラムサールセンター	全国	地域活性化に向けた「ESD・KODOMOラムサール」推進事業
3	特定非営利活動法人　炭鉱の記憶推進事業団	北海道	黒い都市から”みどりの大地”へ ～そらちインダストリアルネイチャープロジェクト
4	一般財団法人　北海道国際交流センター	北海道	大沼ラムサール条約湿地の活用の協働取組
5	一般財団法人　白神山地財団	東北	白神山地BUNAプロジェクトによる自然資本経済圏の構築
6	一般社団法人　若狭高浜観光協会	中部	ブルーフラッグ認証取得活動を通じた海岸維持管理体制の再構築
7	特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会	中部	リユースびんを活用した循環型社会を構築する「めぐる」プロジェクト
8	特定非営利活動法人　プロジェクト保津川	近畿	川と海つながり共創プロジェクト
9	公益財団法人　水島地域環境再生財団	中国	世界一の環境学習のまち、みずしま　実現にむけた協働加速化推進事業
10	特定非営利活動法人　瀬戸内里海振興会	中国	広島県尾道市百島長における「里海活性化促進事業」
11	うどんまるごと循環コンソーシアム	四国	うどんまるごと循環プロジェクト2014
12	特定非営利活動法人　土佐の森・救援隊	四国	地域住民主体による「木質バイオマス利用＋地域林業＋地域通貨システム構築」地域材と地域経済の循環システム構築事業
13	特定非営利活動法人　グリーンシティ福岡	九州	九州自然歩道活用促進事業
14	一般社団法人　小浜温泉エネルギー	九州	小浜温泉地域における温泉資源を活用した低炭素まちづくりと 持続可能な観光地域づくりへ向けた協働取組事業

注）・「No,」は地域順、受付順に付した。
・「採択団体」公募の申請者名を記載しており、実際には協働に伴う他の主体も含まれることとなります。
・「地域」は、事業の実施される地域を記載した。
・「採択事業」の名称は、公募時のものを記載しており、今後専門家によるアドバイス等により事業の内容を含め変更となることがあります。